環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境基本計画小学生用啓発冊子(以下「小学生用冊子」という。)に広告を掲載することについて、相模原市有料広告掲出に関する指針(平成16年4月21日施行。以下「指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 小学生用冊子に掲載できる広告は、環境への配慮や環境保全等環境に関する普及啓発を行うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する広告は、掲載することができない。
- (1) 小学生用冊子の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5)消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの (広告の規格及び掲載料等)
- 第3条 広告の規格は、次のとおりとし、掲載位置は、小学生用冊子の目的又は用途を妨げない範囲で小学生用冊子を主管する課長(以下「主管課長」という。)が決定する。

	サイズ	掲載料
1 枠	縦6.0cm × 横 8.0cm	7,000円
2 枠	縦6.0cm × 横16.0cm	14,000円

2 広告は、1者あたり2枠を限度とする。

(広告募集方法等)

- 第4条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、相模 原市のホームページへの掲載等により行うものとする。
- 2 広告の掲載の募集に応募することができる者は、事業所等において環境活動等

を実施している法人又は団体のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行) に基づく指名停止期間中である者
- (3) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項の規定に違反した者
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項の規定に違反した者
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(以下「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」という。)
- (7) 応募する者の支店及び営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の 代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てが なされている者
- (9) 法人にあっては法人市民税又は個人にあっては個人住民税を滞納している者 (広告掲載の申込み)
- 第5条 掲載希望者は、環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。
 - (1)納税義務がある者については、直近の事業年度の法人市民税の納税証明書又は直近の個人住民税の納税証明書
 - (2) 掲載する広告の原稿案
- 2 前項1号の書類は、掲載希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は省略することができる。
- (1) 相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第3条の3第1項の規 定により競争入札参加資格者名簿に登録されている者

- (2) 市が主たる出資者になっている、又は市が継続的に人的若しくは財政的な 支援を行っている公益的法人等
- (3) 掲載希望者の所在が市内に有する者で、市税納付状況調査同意書(第2号様式)の提出を行った者
- (4)前3号に掲げるほか、市長が特に認めた者 (広告主の決定)
- 第6条 小学生用冊子に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、次に掲げる方法により決定する。
 - (1) 前条第1項の規定により提出された掲載する広告の原稿案を審査し、適正と 認められる者を広告主の候補(以下「候補者」という。)とする。
 - (2) 候補者の申込枠が小学生用冊子の広告掲載予定枠を超えない場合はすべての 候補者を広告主として決定し、候補者の申込枠が小学生用冊子の広告掲載予定枠 を超える場合は候補者の中から抽選により広告主を決定する。

(広告原稿の提出)

- 第7条 広告主は、主管課長が指定する期日までに掲載する広告の原稿を提出しなければならない。
- 2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 広告には、広告主の名称、所在地及び電話番号を明記するものとする。 (広告掲載の決定)
- 第8条 広告の掲載の適否は、指針に基づき設置された広告審査会の承認を得て、 市長が決定する。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の適否を決定したときは、その結果について広告主に、広告掲載決定通知書(第3号様式)又は広告否掲載決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することにより、広 告審査会の承認を得たときは、当該修正内容を掲載条件とし、前項の規定による 決定通知を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条に規定する決定通知書を受けた広告主は、第3条第1項に規定する広告掲載料を、市長の発行する納入通知書により、市長が指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくは そのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告 主に対していつでも広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他 何らの手続を要することなく、広告の掲載の決定を取り消し、又は変更させるこ とができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 広告掲載の決定後、第4条第2項に規定する条件を満たさなくなったとき、 又は満たさないことが判明したとき。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、小学生用冊子の広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項の取扱いに関して、市長は、これらの処分によって広告主に生じた損害の 責めを負わない。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、既 に納付された広告掲載料は還付しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるもの とする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、市長が指定をする期日までに書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既に納付された広告掲載 料は還付しない。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の 内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対し て保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求 がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。 (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載申込書

相模原市長あて		
広告掲載希望者	法人・団体所在地 _	
	法人・団体商号又は名称 _	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先(T E L)	
	(F A X)	
	(Eメール)	

環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり 申し込みます。

希望枠数	□ 1枠 (縦6.0cm × 横 8.0cm)		
(□にチェック)	□ 2枠 (縦6.0cm × 横16.0cm)		
業種			
広告の内容			
掲載する市内事業所名	事業所名:		
住所・電話番号	住 所: 電話番号:		
その他	申し込みにあたっては、環境基本計画小学生用啓発冊子広 告掲載取扱要綱の内容を遵守することを誓約します。		
添付書類等 (□にチェック)	広告案		

※ 掲載面及び掲載位置は指定できません。

市税納付状況調査同意書

相模原市長あて		
	申請者	住 所
		法人名称及び代表者名

環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載要綱第4条第2項に規定する法人市民税又は個人住民 税の未納はありません。また、市において納付状況の調査を行うことに同意します。

年 月 日

様

相模原市長

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった環境基本計画小学生用啓発冊子への広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。広告掲載料につきましては、同封の納入通知書により、指定する期日までに指定の場所でお支払ください。

なお、掲載を取り下げた場合でも一旦お支払いいただいた広告掲載料は、お返しできませんので、予めご了承ください

記

- 1 広告の掲載面
- 2 広告の掲載枠数 枠
- 3 注意事項など
- (1) 広告掲載の取消し

指定する期日までに広告掲載料の納入や広告原稿の提出がないときなどは、広告の 掲載は取り消しになる場合があります。また、納入済みの掲載料はお返しできません。

(2) 広告主の責務

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。 また、広告の内容等は、第三者の権利を侵害しないように配慮し、財産権 のすべ てについて権利処理を完了してください。第三者から、広告に関連して損害を被った という請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。

(3) その他

環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載取扱要綱を遵守し、この要綱に定めのない 事項について疑義や不都合が生じた場合は、相模原市と広告主が協議のうえ決定しま す。

年 月 日

様

相模原市長

広告否掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただいた環境基本計画小学生用啓発冊子への広告掲載については、次の理由により掲載できないことになりましたので、通知します。

否掲載の理由 :